

平成23年1月13日

都内私立中学高等学校  
校 長  
生徒指導担当教諭 殿  
関係教職員

一般財団法人 東京私立中学高等学校協会  
会 長 近藤 彰郎  
東京私学教育研究所長 清水 哲雄  
生徒指導研究会委員長 金野 眞行  
(共催：財団法人 東京私学財団)

## 生徒指導研究会「講演会」のご案内 「学校が法律で裁かれるとき」

厳冬期を迎えましたが、先生方におかれましては益々ご健勝にお過ごしのことと存じます。私たち教員は、社会の変容とともに、いろいろな個性や考え方を持った保護者と対応することが求められています。私たちが前提としてきたこと、常識とってきたことが、時として世論の風潮とそぐわなくなったり、些細な対応のすれ違いが生徒や保護者との関係を崩したりすることもあるのではないのでしょうか。そうしたトラブルについて、保護者が直接に校長など責任ある立場の者に訴えたり、さらには問題がこじれて裁判沙汰に持ち込まれたりということも、まったくないとは言いきれません。そこで今回は、弁護士で東京簡易裁判所の民事調停委員も務められております、羽成守先生をお招きして、学校が法律で裁かれる事例や、また訴訟に至らないための予防的な心得などについて具体的にお話を頂きたいと企画しております。

入学試験や学年末試験、成績処理など、校務の忙しい時期で恐縮ですが、お誘い合わせの上、多くの先生方の参加をお待ち致しております。

### 記

1. 日 時 平成23年2月22日(火) 午後5時30分～7時30分
2. 場 所 アルカディア市ヶ谷(私学会館)  
千代田区九段北4-2-25 TEL03-3261-9924
3. 演 題 「学校が法律で裁かれるとき」
4. 講 師 弁護士 羽 成 守 先生

[プロフィール]

1947年生まれ。東京都出身。中央大学法学部法律学科卒業。

ひびき綜合法律事務所所属。東京簡易裁判所民事調停委員、中央大学法科大学院客員教授。

著書『学校生活の法律相談』『自動車事故の保険金』『交通事故の法律相談』(共著・学陽書房)

『注釈自動車損害賠償保障法』『ゴルフの法律相談』(共著・有斐閣)ほか 多数

5. 定 員 80名 ※但し、1校あたり3名まで  
 (定員に到達次第、締め切りとなります)

6. 申込方法 2月10日(木)までに Web、FAX、又は郵送にてお申し込み下さい。  
 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階  
 東京私学教育研究所 生徒指導研究会

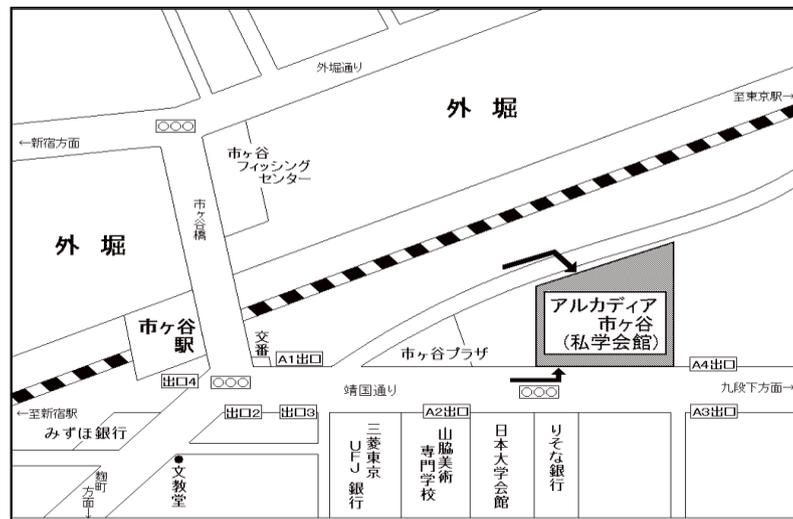
URL http://k.tokyoshigaku.com  
 TEL 03(3263)0544  
 FAX 03(3263)0560

※当研究所ホームページよりお申込みが可能です。是非ご利用下さい。

[案内図]

J R 中央・総武線  
 東京メトロ有楽町線  
 東京メトロ南北線  
 都営地下鉄新宿線

市ヶ谷駅 下車徒歩3分



生徒指導研究会「講演会」参加申込書

[2月22日(火)実施]

| 学 校 名 | 氏 名 | 職 名 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |

平成23年 月 日

東京私学教育研究所 御中

校長 印

※FAX受理、受付完了等の連絡は省略致します。(本申込書をお送りいただいた時点で受付完了です)  
 申込確認が必要な方は、下記にご記入下さい。後日、申込書受理書をFAXでお送りします

・希望する

|     |        |
|-----|--------|
| 理由等 | FAX番号: |
|-----|--------|